

## ○社会福祉法人の認可について（昭和39年1月10日社発第15号厚生省社会局長、児童局長通知）

注：「下線」は租税特別措置法第40条に係る該当部分であって改正しない部分であること、「下線」は同条に係る該当部分であって改正する部分であること、「下線」は同条と無関係な部分であって改正する部分であることを、それぞれ示す。

改 正 案	現 行
<p>別紙2</p> <p>社会福祉法人定款準則 社会福祉法人〇〇福祉会定款</p> <p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、<u>多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。</u></p> <p>(1) 第一種社会福祉事業</p> <p>(イ) <u>特別養護老人ホーム〇〇園の設置経営</u></p> <p>(ロ) <u>身体障害者療護施設〇〇寮の設置経営</u></p> <p>(ハ) <u>知的障害者更生施設〇〇園の設置経営</u></p> <p>(2) 第二種社会福祉事業</p> <p>(イ) <u>老人デイサービス事業（〇〇園）</u></p> <p>(ロ) <u>老人介護支援センター〇〇の設置経営</u></p> <p>(ハ) <u>保育所〇〇保育園の設置経営</u></p> <p>(ニ) <u>精神障害者授産施設〇〇園の設置経営</u></p> <p>(備考)</p> <p>(1) <u>目的のうち、「自立した生活を地域社会において営むことができ</u></p>	<p>別紙2</p> <p>社会福祉法人定款準則 社会福祉法人〇〇福祉会定款</p> <p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、<u>福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化の他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的として、次の社会福祉事業を行う。</u></p> <p>(1) 第一種社会福祉事業</p> <p>(イ) <u>養護老人ホーム〇〇園の設置経営</u></p> <p>(ロ) <u>養護施設〇〇学園の設置経営</u></p> <p>(2) 第二種社会福祉事業</p> <p><u>保育所〇〇保育園の設置経営</u></p> <p>(備考)</p>

るよう」の部分については、児童福祉に関する事業のみを行う法人においては、「心身ともに健やかに育成され」の語句に置き換えること。また、児童福祉に関する事業とそれ以外の事業をともに行う法人においては、上記部分を「心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう」と記載すること。

- (2) 施設名に法律上の名称を用いるときは、単に「〇〇母子生活支援施設の設置経営」等と記載すること。
- (3) デイサービス事業及び短期入所事業については、「老人デイサービス事業（〇〇園）」等と記載すること。
- (4) 施設を必要としない事業の場合は、「老人居宅介護等事業」など、事業の種別のみを列記すること。

- (1) 施設名に法律上の名称を用いるときは、単に「〇〇母子寮の設置経営」等と記載すること。
- (2) デイサービス事業及び短期入所事業については、「老人デイサービス事業（〇〇園）」等と記載すること。
- (3) 施設を必要としない事業の場合は、事業の種別のみを列記すること。
- (4) 社会福祉協議会にあつては、次の例にならつて記載すること。

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的として、〇〇県（都道府、市区町村）における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を促進し、地域福祉の増進を図るため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業に関する調査及び研究
- (2) 社会福祉を目的とする事業に関する総合的企画
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する連絡、調整及び助成
- (4) 社会福祉を目的とする事業に関する普及及び宣伝
- (5) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (6) 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (7) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (8) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整（都道府県社会福祉協議会に限る。）
- (9) 地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整（指定都市社会福祉協議会に限る。）

(4) 市町村社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇市（区町村）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業（指定都市社会福祉協議会に限る。）
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 居宅介護等事業
- (8) 身体障害者福祉センター（〇〇センター）
- (9) 福祉サービス利用援助事業
- (10) その他本会の目的達成のため必要な事業

(5) 都道府県社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇県（都道府）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

(10) 共同募金事業への協力

(11) 〇〇県福祉人材センターの業務の実施（都道府県社会福祉協議会に限る。）

(12) 福祉センターの設置経営

(13) 居宅介護等事業の受託

(14) その他本会の目的達成のため必要な事業

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 社会福祉を目的とする事業を営む者への支援に関する事業
- (5) (1)から(3)までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (6) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- (7) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- (8) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- (9) 共同募金事業への協力
- (10) ○○県福祉人材センターの業務の実施
- (11) 地域福祉権利擁護事業
- (12) その他本会の目的達成のため必要な事業

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人○○福祉会という。

(経営の原則)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を  
確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図ると  
ともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の  
確保を図るものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を○○県○○市○丁目○○番地に置く。  
2 前項のほか、従たる事務所を○○県○○市○丁目○○番地に置く。

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人○○福祉会という。

(事務所の所在地)

第三条 この法人の事務所を○○県○○市○丁目○○番地に置く。  
2 前項のほか、従たる事務所を○○県○○市○丁目○○番地に置く。

改正案

第二章 役員及び職員

(役員の数)

第五条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 〇〇名

(2) 監事 〇〇名

- 2 理事のうち一名は、理事の互選により、理事長となる。
- 3 理事長は、この法人を代表する。
- 4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに〇名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(備考)

(1) 理事の定数は、六名以上とすること。

監事の定数は、二名以上とすること。

(2) 第四項の親族等の人数は、理事の定数に応じて次のとおりとすること。

理事定数	親族等の人数
六名～九名	一名
一〇名～一二名	二名
一三名～	三名

(3) 理事長又は理事に総裁、会長という名称を与えることは差し支えないこと。

(4) 常務理事を置くときは、理事長、常務理事及び平理事の職務権限を明確にすること。

現行

第二章 役員及び職員

(役員の数)

第四条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 〇〇名

(2) 監事 〇〇名

- 2 理事のうち一名は、理事の互選により、理事長となる。
- 3 理事長のみが、この法人を代表する。
- 4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに〇名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(備考)

(1) 理事の定数は、六名以上とすること。ただし、老人福祉及び障害福祉に係る入所施設を経営する法人であつて、評議員会を設置しないものについては、一〇名以上とすること。

監事の定数は、二名以上とすること。

(2) 第四項の親族等の人数は、理事の定数に応じて次のとおりとすること。

理事定数	親族等の人数
六名～九名	一名
一〇名～一二名	二名
一三名～	三名

(3) 理事長又は理事に総裁、会長という名称を与えることは差し支えないこと。

(4) 常務理事を置くときは、理事長、常務理事及び平理事の職務権限を明確にすること。

(5) 理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、例えば「理事長及び常務理事は、この法人を代表する。」というような記載にすること。

(役員任期)

第六條 役員任期は二年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(備考)

「役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。」という規定を設けることは認められないこと。

(役員選任等)

第七條 理事は、理事総数の三分の二以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、理事会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(備考)

評議員会を設ける場合には、理事や監事の選任も評議員会において行うこととすることが適当であること。

(役員報酬等)

第八條 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(5) 役員報酬については、常勤役員に対する報酬や日当など勤務実態に即した報酬を支給することは差し支えないが、役員地位にあることのみをもって勤務実態にそぐわない報酬を支給してはならないこと。

(理事会)

第九条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の軽易な業務は理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の三分の一以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から一週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の三分の二以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 8 議長及び理事会において選任した理事二名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(備考)

(1) 「日常の軽易な業務」の例としては、次のような業務がある。

① 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

(注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会が(評議員会が必置の法人においては評議員会の同意を得て)あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合

(理事会)

第五条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の軽易な業務は理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の三分の一以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から一週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の三分の二以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 8 議長及び理事会において選任した理事二名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(備考)

(1) 「日常の軽易な業務」の例としては、次のような業務がある。

① 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

(注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会が(評議員会が必置の法人においては評議員会の同意を得て)あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合

は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

- ④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの  
(注) 当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

- ⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの。

- ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入  
イ 施設設備の保守管理、物品の修理等  
ウ 緊急を要する物品の購入等

(注1) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会が(評議員会が必置の法人においては評議員会の同意を得て)あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

(注2) 当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

- ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注1) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会が(評議員会が必置の法人においては評議員会の同意を得て)あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

(注2) 当該取得等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

- ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(注1) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会が(評議員会が必置の法人においては評議員会の同意を得て)あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

(注2) 当該売却等について理事長個人が特別の利害関係を有する

は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

- ④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの  
(注) 当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

- ⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの。

- ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入  
イ 施設設備の保守管理、物品の修理等  
ウ 緊急を要する物品の購入等

(注1) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会が(評議員会が必置の法人においては評議員会の同意を得て)あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

(注2) 当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

- ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注1) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会が(評議員会が必置の法人においては評議員会の同意を得て)あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

(注2) 当該取得等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

- ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(注1) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会が(評議員会が必置の法人においては評議員会の同意を得て)あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

(注2) 当該売却等について理事長個人が特別の利害関係を有する



場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

- ⑧ 予算上の予備費の支出
- ⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関する事
- ⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関する事
- ⑪ 寄付金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

- (2) 理事会に出席できない理事が、その議決権を他の理事に委任することができる旨の規定を設けることは認められないこと。
- (3) 理事会に出席できない理事について、書面による表決を認めるときは、第五項の次に次の一項を加えること。

6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。

- (4) 議長の議決権については、第六項の規定により、可否同数のときの決定権として行使されることとなり、それより前に行行使することは二重の投票権を有する結果にもなり、不都合な事態を招く。そのため、可否同数のときより前の議決はできないことに留意すること。
- (5) 理事に建設請負業者や物品納入業者等が加わっている法人が建設工事請負や物品納入等の契約を行おうとする場合には、当該理事は特別の利害関係を有することとなるので、当該契約の入札価格の決定や業者選定等に係る議事の議決には加わることができないこと。

(理事長の職務の代理)

第一〇条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

- ⑧ 予算上の予備費の支出
- ⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関する事
- ⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関する事
- ⑪ 寄付金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

- (2) 理事会に出席できない理事が、その議決権を他の理事に委任することができる旨の規定を設けることは認められないこと。
- (3) 理事会に出席できない理事について、書面による表決を認めるときは、第五項の次に次の一項を加えること。

6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。

- (4) 議長の議決権については、第六項の規定により、可否同数のときの決定権として行使されることとなり、それより前に行行使することは二重の投票権を有する結果にもなり、不都合な事態を招く。そのため、可否同数のときより前の議決はできないことに留意すること。
- (5) 理事に建設請負業者や物品納入業者等が加わっている法人が建設工事請負や物品納入等の契約を行おうとする場合には、当該理事は特別の利害関係を有することとなるので、当該契約の入札価格の決定や業者選定等に係る議事の議決には加わることができないこと。

(理事長の職務の代理)

第六条 理事長に事故あるときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(理事の選任等)

(監事による監査)

第一一条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び〔所轄庁〕に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(備考)

評議員会を設ける場合には、評議員会に対しても監査結果を報告し、かつ意見を述べるものとすることが適当であること。

第七条 理事は、理事総数の三分の二以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

(備考)

評議員会を設ける場合には、理事の選任も評議員会において行うこととすることが適当であること。

(監事の選任等)

第八条 監事は、理事会において選任する。

- 2 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(備考)

評議員会を設ける場合には、監事の選任も評議員会において行うこととすることが適当であること。

(監事による監査)

第九条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び〔所轄庁〕に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(備考)

評議員会を設ける場合には、評議員会に対しても監査結果を報告し、かつ意見を述べるものとすることが適当であること。

(役員任期)

第一〇条 役員任期は二年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(備考)

「役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。」という規定を設けることは認められないこと。